

<特集 日高市>

緊急総力特集 連続配信 第7弾!

日高市の民主主義が死んだ日 「後編」

+

本紙質問書に対する谷ヶ崎照雄市長回答の「うそ」

8月22日、日高市臨時議会。日高市高麗本郷地区での開発計画が進んでいた太陽光発電所事業は、この計画阻止に執念を燃やす谷ヶ崎照雄市長の狂気に等しい市政の私物化によって、ついに「**議案第37号 日高市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例**」(以下「条例」)が可決された。

その瞬間、山田一繁議長は「**全会一致で可決されました!**」と勝利宣言にも聞こえる一声を挙げたが、実際には谷ヶ崎市長の傀儡(かいらい)同然の腐敗市議会保守派が、慎重派を制圧しての「**でっち上げ可決**」である。

☆

☆

☆

「審議」とは看板だけの、すべて段取り済みの「茶番劇」

前回に引き続き、条例可決の背景をお伝えする。

「8.22」臨時議会の直前、本紙は午前9時15分からの議会運営委員会と、9時30分からの全員協議会も傍聴した。議会の傍聴席が定員オーバーだったことはすでに報じた通りだが、その前に開かれた、会議室での議会運営委員会と全員協議会にも記者を含む10数名の傍聴人が立ち並んだ。

これらの会議は市議会が「どのように議会を進めるか」という段取りを確認するもので、どこの自治体議会でも普通は傍聴人が詰めかけるようなことは、ほとんどない。一般の議会とは違って、傍聴を許可するかどうかは会議に参加する市議らの同意を要するが、この

日の議会運営委員会も全員協議会も、市議会側は条例賛成派が多数であることを承知のうえで、傍聴されても差し支えないと判断したのか、すべての傍聴が認められた。

小さな地方自治体であるほど、政治の世界は「**予定調和**」で出来ている。国政議会のように全国的に注目される場であれば、「**牛歩戦術**」のようなパフォーマンスによって抗議の意思を示すことにも、政治家として一定の意味はあるかもしれない。

だが、人口**5万5千人**の自治体で、大多数の市民が存在さえ知らされていない条例案の可決が段取り済みの会議で、市が「**回答は変わらない**」と言い切るのだから、ここで反対を表明し続けても、結果が変わらないことは明らかだったのである。

議会での質疑で孤軍奮闘した稲浦市議も同じだろう。質疑を終えて（というより質疑自体が成立していないが）、本件「**条例案**」を「**審議**」するのは「**文教経済常任委員会**」の会議だが、そもそもこの委員会を構成する市議は、慎重派と見られた田中まどか市議を除いて全員が「**条例可決ありき**」である。

文教経済常任委員会

鈴木 健夫(委員長)

大川戸 岩夫(副委員長)

金子 博

佐藤 真

田中 まどか

大澤 博行

森崎 成喜

吉本 新司

文教経済常任委員会で印象的だったのは、田中まどか市議である。

「**条例案**」の説明に呼ばれた市民生活部長・関氏と環境課長・相磯（あいそ）氏に、田中市議は「**憲法29条に抵触しないのか？**」という旨を確認した。これに対して関氏と相磯氏は「**想定しておりませんので**」と回答。本紙前回記事で詳述した、条例の違憲性とこれに伴う損害賠償責任などについて、市は「**想定していない**」と一蹴したのである。

田中市議は「**では質疑をしても回答は同じなんですか？**」と念を押すが、関部長・相磯課長は「**はい、これ以上の説明はないので同じになります**」と答える。

田中市議は、それでは質疑など不毛に終わるだけだというような、失望と諦念が混在した表情で、市への質問を打ち切った。

田中まどか市議は、かの“**虚偽答弁市議**”で「**条例**」大推進派の松尾まよか氏と2人会派を組むが、田中氏自身は6月議会の動議による条例案に「**慎重な議論が必要**」として、稲浦市議と共に反対した立場である。だが、議会の前に「**結論ありき**」のシナリオが完成されていることを知って、条例可決に反対する意思を喪失したように見えた。

田中市議も「**審議**」をする同委員会のメンバーではあるが、そもそも本件条例案を動議をかけてまで切り出した鈴木健夫市議が委員長、チンピラ風ヤジがお得意らしい「**三**

役」のひとり大澤市議と、同じく**「三役」**の吉本市議ら、**「条例可決ありき」**軍団で始めからがっちりと固められた名ばかりの**「審議」**だ。

田中まどか市議は、**「審議」**では沈黙。せめてもの抵抗だったのか、条例可決に**「異議なし」**とは発声しなかった田中市議の苦渋の姿には、まだ民主議会制を守ろうとする誠実な政治家の顔がうかがえた。

議会で奮闘した稲浦市議は、委員会に入っていないため**「審議」**を傍観するしかなかった。そして**「茶番の審議」**はあっという間に終結し、そのまま**「茶番の議会」**で**「茶番の審議報告」**がなされ**「でっち上げ可決」**は成立したのである。

「これが議会なのか？」 憤る条例可決反対市民たち

臨時議会という名の**「茶番」**における**「でっち上げ可決」**の終了後、傍聴席を離れる地権者住民らは、口々に**「これが議会か？」**

「あいつら(市と市議会)は、いつもこんな後出しジャンケンをやりやがる」と憤っていた。

本特集で何度も繰り返し述べたように、谷ヶ崎市長や市議会の条例可決が**「緊急」**であるからという臨時議会開会の理由は、まったくの**「大うそ」**だ。高麗本郷地区の景観を守り自然保護が日高市としての最優先課題だと言うならば、2017年に臨時議会が開かれていなければならない。こともあろうか条例を出した市が、事業者と地権者をつなぎ、2年も前から事業計画を把握していながら、わずか数週間で多勢に無勢の**「でっち上げ可決」**を強行した。その理由は、本紙前回までの記事の通り、独裁者と化した谷ヶ崎市長の市政の私物化に他ならない。

この**「でっち上げ条例可決」**を推進した一人でもある**「高麗本郷メガソーラー問題を考える会」**代表にして、都市計画法違反の店舗の経営と市の土地の不法占拠を10年以上も続けている違法市民・上野文康氏は、新聞の取材を受けて『**ソーラー発電そのものに反対するのではなく、森林伐採を行うことが危険。規制する条例を作っただけありがたい**』（埼玉新聞/8月23日朝刊）などとコメントしている。

上野氏は元教育者というが、恥というものを知らないらしい。事業者に文書による回答を求め、事業者代表自ら回答文書を持参すれば、これを受取拒否しておきながら**「回答も、よこさない」**と事業反対派市民らに吹聴。同氏は当初から、自らの違法行為を顧みることもなく文化人ヅラをして、本件**「ソーラー発電」**を標的に活動してきた。

この期に及んで**「森林伐採」**の問題に取り組んでいたかの辻褃合わせの戯言を口にする資格などある人間ではないというのが、上野氏に対する本紙の評価である。

「嘘つき王」谷ヶ崎照雄日高市長、本紙取材質問書に「うそ」の回答！

さてここで「日高市で民主主義が死んだ日」となった2019年8月22日の臨時議会の前日、8月21日に本紙に届いたFAXを紹介しよう。それは本紙が谷ヶ崎市長宛てとして政策秘書課・大河原氏に渡していた取材質問書の市長回答である。

本紙が求めた回答期限である21日に返送してきた点については、質問書の受取拒否や、受け取りながら回答しなかった市議らに比べて「**さすがは市長**」と褒めておこう…というわけにはいかない。

案の定、谷ヶ崎市長の回答は「**うそ**」に満ちていたからである。

8月22日。この日高市史に残る、いや、おそらく戦後日本の政治史上最悪の「**でっち上げ可決**」が、なぜ、まかり通ったのか？

それを知るためには、谷ヶ崎照雄という人間が、息を吸うように嘘をつく政治家だということを理解しなければならない。

[本紙が市長に宛てた取材質問書 リンク](#)

[市長からの回答書 リンク](#)

わかりやすいように本紙の質問と、谷ヶ崎市長の回答を質疑応答の形式で以下に掲載する。

質1 貴殿は当該事業計画について「無条件で反対」なのでしょうか？ または「条件付きでは合意」のお考えがあるのでしょうか？

谷ヶ崎市長「条例案のとおり進めていきたいと考えております。」

質2 2018年8月の時点で、貴市＝貴殿は本開発事業者に事業用地の地権者を紹介、斡旋しています。本年に入ってから、貴市＝貴殿は急遽お考えを変えて反対を表明されたのでしょうか？ その理由を具体的にお答え下さい。

谷ヶ崎市長「紹介、斡旋をしたことはありません。また、ガイドラインに沿った対応を当初より変わらずお願いしております。」

質3 事業者の説明によれば、当該事業は貴市の大幅な税収や観光インフラの整備と運営管理など利点もあるはずですが、貴殿はこれら市民社会に資する事業の可能性については検討されないお考えでしょうか？

谷ヶ崎市長「条例の目的を達成することが市にとっての利点と考えております。」

質 4 前項に関連します。本事業に賛成されている市民の声、要望書に対しては市長として具体的にどのように対応されますか？

谷ヶ崎市長「要望書は、賛成、反対の方ともに市民の声として受け止めております。」

質 5 反対派市民には面会し、賛成市民とは会わないのはなぜですか？賛成市民がアポイントを取れば面会されるお考えはありますか？

谷ヶ崎市長「8月9日に賛成市民が来庁された際は、事前のご連絡（アポイント）がなく私自身（市長）が不在の状況でしたので、市民生活部長が対応いたしました。通常、面会の調整につきましては、事前に担当課にご連絡をいただくこととしております。」

質 6 来週8月22日に市長が臨時議会を招集しメガソーラー事業禁止条例案を採択、可決、即日公布との噂がありますが、本当ですか？

谷ヶ崎市長「8月22日開会予定の第4回日高市議会臨時会におきまして、日高市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例を提案し、審議していただく予定でございます。」

質 7 前項に関連します。市長ご自身が本事業計画の詳細も知らず、事業者や賛成要望市民との議論もないまま自ら臨時議会を招集しての強行採決に法的瑕疵は一切ないとお考えでしょうか？

谷ヶ崎市長「検討を重ね、市民コメント等により事業者を含め、広く市民の声を受け止めた結果、条例案を議会に提案することとしたところです。」

質 8 本紙の調査では反対派・上野文康氏は貴市の土地を不法占拠するなど、いくつもの法令違反をしており、貴市担当課職員もこれを認めています。貴殿が同氏の違法行為を容認してまで、反対派を支援する理由はなんでしょうか？また、市長として同氏の違法行為を容認し得る法的根拠をご教示下さい。

谷ヶ崎市長「賛成、反対ともに市民の声として受け止め、要望書を受け取らせていただき、市民コメントの結果を踏まえ、市としての判断をしたものです。なお、個別の案件につきましては、回答いたしかねますが、法令違反があった場合は適正に対応してまいります。」

質 9 件反対案については、本件事業のみを対象とする構成になっておりますがその理由は为什么呢？また同様の開発、設備設置を要する火力、水力、風力発電事業については非対象としている理由は为什么呢？

谷ヶ崎市長「特定保護区域のうち森林保全区域に含まれる、当市のシンボルでもある日和田山や巾着田に代表される豊かな自然を保全していくことは、市の基本構想において、豊かな自然と景観を後世に引き継ぐ区域としており、また、市民アンケートにおいても8割以上の方が、この豊かな自然が日高市の一番の特徴として捉えていることから、市民共有のかけがえのない財産として守っていく責任があると考えています。このことにより、特定保護区域内において事業認定を取得している複数の事業が対象になると考えております。また、その他の区域におきましても一定の規模以上の事業を対象とするものであり、本件事業のみを対象とするものではありません。なお、埼玉県内では、平成30年3月末時点で、風力発電設備の導入実績がないことから、現時点では太陽光発電設備のみを対象としています。」

質 10 貴殿と本事業に係る主たる地権者一族との間に個人的な禍根があり、これを動機として、貴殿は理由のいかんを問わず、同地権者の利益になることを排撃する目的で反対を主導しているという噂について釈明願います。

谷ヶ崎市長「そのような事実は一切ありません。」

質 11 上記各質問に貴殿が回答拒否される場合、その具体的な理由をお答え下さい。

谷ヶ崎市長「個別の案件以外は、回答させていただきました。」

上記、「市長からの回答書」は、前回記事にも登場した「8.22の黒子」環境課長の相磯（あいそ）氏が書いている。谷ヶ崎市長が書いたものではないが、市長名義の回答書なのだから谷ヶ崎氏の回答に他ならない。

それでは、谷ヶ崎市長のこれら回答の「うそ」を指摘していこう。

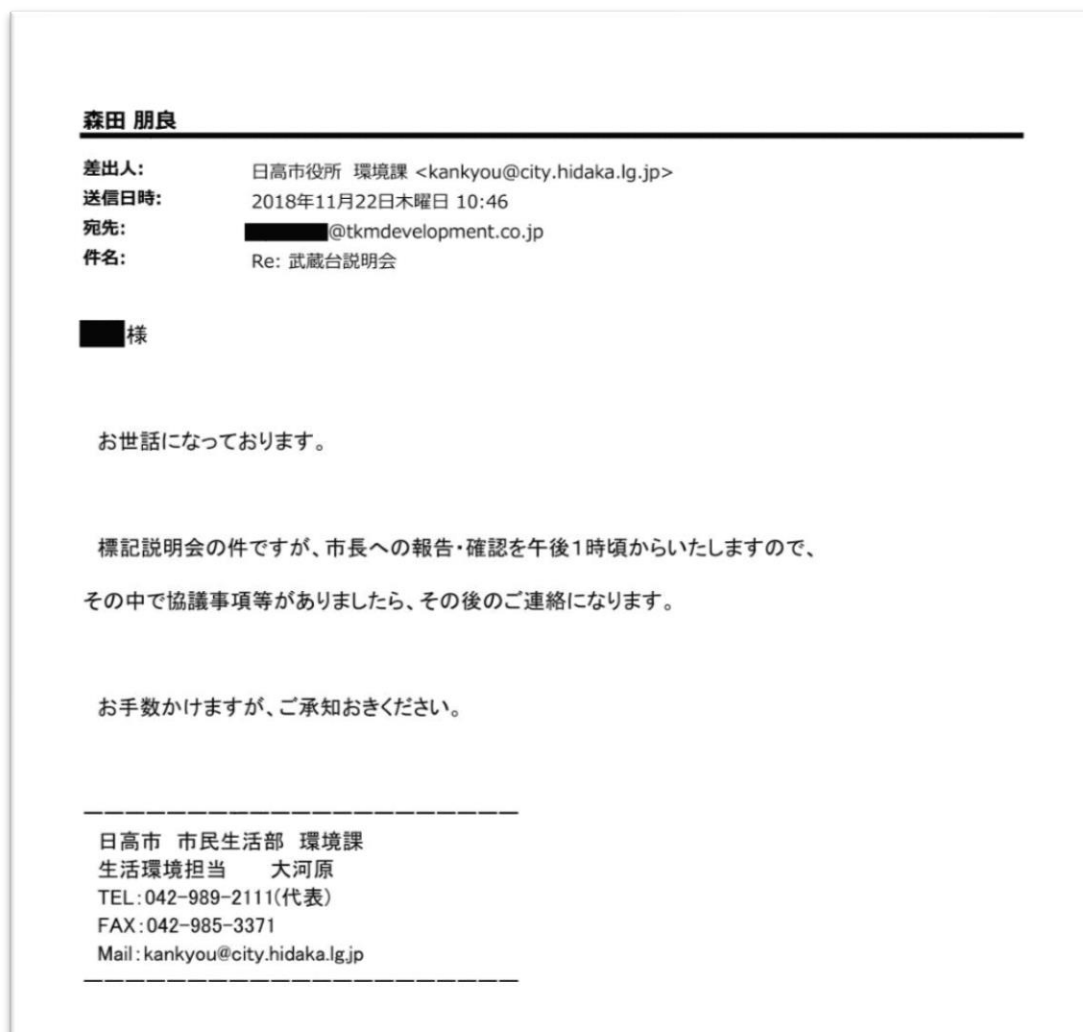
谷ヶ崎市長の虚偽回答 ①

事業用地の「紹介、斡旋したことはありません」

本紙は前回までに、事業者TKM社の当時担当社員が、事業者代表・森田氏に送信した「業務報告メール」を公開した。

ここには事業者に対応する日高市の担当職員らのコメントが、まとめられていた。おそらく、谷ヶ崎市長または相磯氏が見ていたとしても**「事業者社内の業務報告メールなのだから、市の関与があったことの証明にはならない」**と釈明すれば済むと考えているのかもしれない。

しかし、本紙は**「市職員から事業者に送られたメール」**も入手していたのである。複数存在するが、そのうち**「市長」**との表記がある 1 通を公開する。



[<クリックすると拡大します>](#)

このメールは 11 月 22 日に日高市役所・市民生活部環境課の大河原氏が、事業者社員に送信したものだ。市としては**「事業者の説明会があることを単に市長に報告しなす、という内容を事業者さんにメールしたもの」**とでも釈明するだろうが、そうはいかない。

本件事業に対して、結果として**「緊急」**の条例化を要するほどの危機感を谷ヶ崎市長が抱いていたのであれば、職員が事業者の説明会の存在を把握したうえで、その動静を市長に報告するということが矛盾しているのだ。

「**でっち上げ可決**」の正当化のために「**緊急性**」を放言した谷ヶ崎市長であれば、この2018年11月の時点で「**説明会とは何事か？！高麗本郷地区の開発などダメに決まっているだろ！**」とばかりに、職員に命令し、あるいは事業者を呼んで「**同意するつもりはない**」と最初から宣言していなければならない。

つまり、少なくとも谷ヶ崎市長は、本件メガソーラー事業が高麗本郷地区で進められることについて「**承知**」していたのである。そうでなければ、市の職員が事業の進捗状況を市長に「**報告**」し「**確認**」を求めて「**協議事項**」についてまで事業者に連絡することなど生じるはずもない。事業者や地権者に損害賠償請求訴訟の根拠があると考えられるのは、まさにこの点である。

まさか、谷ヶ崎市長が「**進めるだけ進めさせて、土壇場で規制してやる**」という邪悪な意思をもって、事業の進捗を看過していたのだとすれば、偽計業務妨害の疑いさえ浮上するからだ。また本紙既報の通り、事業者TKM社が事業用地を取りまとめられたのは、環境課が協力したからである。

本紙の取材では、事業地の地権者X氏は環境課に連絡し「**TKM社は、どのような企業なのか？**」を問い合わせ、環境課は「**信用できる事業者である**」旨をX氏に回答していたこともわかっている。谷ヶ崎市長は本紙への回答において、市が事業地の斡旋や紹介をした事実がないとしているが、前述のような市と事業者のやり取り、市と地権者の話からみれば、実態としては斡旋、紹介となにも変わらない。

谷ヶ崎市長の虚偽回答 ②

「事前の連絡がなかったから面会しなかった」

事業地の主たる地権者である市民A氏に取材したところ、A氏は2018年3月、6月、2019年8月と過去3度にわたって市長との面談を市役所に要請していたことがわかった。しかし、その度に谷ヶ崎市長は言を左右に面談を避けたという。

1年半の間に1度も面談可能な時間が調整できないなどあり得ない。

谷ヶ崎市長は、相手が地権者A氏であるからこそ無視したのである。

本紙質問書には「**事前の連絡があれば面談は調整する**」かの回答をよこした谷ヶ崎市長だが、地権者A氏の面談要請に対しては、過去3度も「**無視黙殺**」していたのである。よくも「**市民の声を受け止めた**」などと平然と嘘が言える。

そして、「**でっち上げ臨時議会でのでっち上げ可決**」の翌日8月23日の午前8時30分に、地権者A氏は市役所に電話している。谷ヶ崎市長への面会を要望すると担当者からは「**TKM社が同席しない条件でならOK**」との返答が、なんと即座に返ってきた

という。これまで1年半もの間、アポイントさえ無視されてきた市長面会希望が、即答で受け付けられたのは、なぜか？もう条例は可決、施行されたからだ。

TKM社が同席しないことを条件とした理由も同じく「**すでに規制条例があるので、事業者と話すことは何もない**」ということだろう。

小学生でも理解できるほどの、谷ヶ崎市長のあからさまな事業賛成市民への排除と嫌がらせが、この事実経過に明白だろう。意図がなんであれ、到底、行政のトップに立つ資格など微塵もない。

谷ヶ崎市長の虚偽回答 ③

「市民コメントにより広く市民の声を受け止めた」

谷ヶ崎市長は、仮にも自分が首長を務める日高市の人口さえ知らないのだろうか？

日高市のホームページでも公表されている通り、条例可決前に本件について市民からの意見を公募した「**市民コメント**」なるものは、結果、総数57名（57件）に留まった。

その中には、一市民としての稲浦市議や条例化反対の立場からのコメントもあり、実際には50名程度の条例化賛成市民（それも一部の活動家と市議らを含む）による「**自作自演**」に過ぎない。これをもって「**広く市民の声を受け止めた**」というのだから、谷ヶ崎市長は日高市の人口が60名程度だと思っているのかもしれない。

このような認知力の市長は危なくて、今後、なにを言い出すかまったく予測も出来ず、市民は警戒すべきはずだが、実際にはおよそ**5万5千人**の日高市民の**99.9%**が本件問題を認識しておらず、あるいはコメントもしていない。谷ヶ崎市長が、自分の意に沿う**0.1%**の市民のためだけに、市政を動かしている証明である。

本件に関するこの「**市民コメント**」の偽善性と非合理性については、「**でっち上げ臨時議会**」の中で、稲浦市議も質疑で言及した。それに対する市民生活部長・関氏は「**市民コメント**」を行ったということだけを根拠として「**市民の声**」の総意だともいう、抽象的な答弁しか出来ていない。優秀なる環境課長「**黒子の相磯氏**」をしても、苦し紛れのデタラメ回答しか出せなかったのだろう。なぜなら、稲浦氏はこの質疑を「**事前通告**」していなかったからだ。

日本では裁判でも同じく、「**自分がどんな質問をするのか**」を事前に相手方に通知するという、国際的にも類をみない奇妙な慣習がある。これは一定の範囲で、法廷や議会の進行を円滑に進める目的を建前としたものだが、一方では、相手にじゅうぶんな言い訳と防御の準備期間を許すという、予定調和の温床になっている。もちろん、議会質疑で市議が事前通告をする義務はない。

特に本件の場合、市が作文し提出した「**条例案**」に対して質問するのだから、市の執行部は事前通告なしでも即答できて当然のことである。

ところが、稲浦市議の質疑に対しては、その都度**「黒子の相磯氏」**が議場にまで登場して、ようやく曖昧な答弁でやり過ごす始末であった。**「市民コメント」**が、**「でっち上げ可決」**のための自作自演であることを、誰よりも谷ヶ崎市政が知っているからである。なお、谷ヶ崎市長は回答の中で**「市民アンケートにおいても8割以上の方が、この豊かな自然が日高市の一番の特徴として捉えている」**と記載しているが、これは**「すり替えロジック」**の典型である。

ここで市長が引き合いにする**「市民アンケート」**とは、いわゆる一般論としての意識調査の類であり、本件事業計画や条例の詳細を知る市民たちの本件に対する反応ではないことは、お手盛りを含めてさえ57件しか存在しない**「市民コメント」**の結果にも明らかだ。従って**「市民の声を広く受け止めた」**などという谷ヶ崎市長の回答は**「大うそ」**ということになる。

谷ヶ崎市長の虚偽回答 ④

「個別の案件については回答いたしかねます」

谷ヶ崎市長は、上野文康氏についての質問を**「個別の案件」**として回答から逃げていく。当初から本件問題の**「反対派リーダー」**たる上野氏の意を受けて、新聞記事でツーショットの写真に収まっている谷ヶ崎市長にとって、上野氏が**「個別の案件」**であろうはずもなく、またそのような言い訳が通用するはずもない。

回答には**「法令違反があった場合は適正に対応してまいります。」**などと書かれているが、**「あった場合」**ではなく、上野氏が法令違反を重ねていることは、市職員が認めている事実である。

従って谷ヶ崎市長の正しい回答は**「すでに認められる法令違反には適正に対応する」**というものでなくてはならず、その上で谷ヶ崎市政における**「適正に対応」**とは、10数年にわたって市の土地を不法占有する市民を、その事実の発覚から2か月以上も**「なにもしないままに、事実上容認する」**ということである。

谷ヶ崎市長の虚偽回答 ⑤

「本件事業のみを対象とするものではありません」

本件についての本紙特集を通読して頂ければ容易に理解されることと思うが、事実経過のすべては、谷ヶ崎市長が**「本件事業のみ」**を潰すための条例化であったことは明白である。重複ばかりで恐縮だが、この**「でっち上げ可決」**が**「緊急」**でなければならなかった大きな理由は、TKM社と地権者の事業が、このまま進めば、市長が**「同意しない合**

理的な理由がなくなってしまう」からである。TKM社は、反対住民の懸念を払底すべく高額の先行投資による現地測量調査を徹底して行った。このデータに基づけば、事業反対派が主張する自然環境保護や災害の危険性は、専門的かつ科学的に否定されてしまうことになる。それを突き付けられたら、あとは景観保護と反対住民の声しか本件事業を拒否する理由がなくなってしまう。しかし、反対住民の声だけを理由にすれば、賛成住民の声を無視する整合性を失う。

そこで編み出されたのが**「条例ができちゃったから無理ですよ」**という戦略だったのである。またそれは谷ヶ崎市長にとって、事業反対派市民らを次期市長選の票田として獲得できるという一石二鳥だった。

なにしろ条例の表題が**「太陽光発電設備」**に限定されているのだ。今回の条例で指定された特定保護区域にはゴルフ場が2か所も含まれているが、要するに**「太陽光発電設備」**以外の複合型商業施設や、観光資源開発の名のもとの開発事業計画については、その時々谷ヶ崎市長や市の利権判断により可能となる条例となっている。

前述の通り、本件事業の地権者が何度面会を求めても撥ねつけていた谷ヶ崎市長が、条例可決の翌日には面談希望に即答で応じている事実が、本件事業のみを標的とした条例であったことを雄弁に物語っている。内容をかなり簡潔化した本紙取材質問書に対するだけでも、谷ヶ崎市長の回答は**「うそ」**に満ちている。

このような**「バカ殿の王国」**同然の自治体が、現在の日本で他にどれだけあるのか知りたいものである。日高市民は、**「景観保護」**だけが郷土愛ではないことを知るべきだ。私物化された市政に、支配される日高市を自分の**「ふるさと」**だとする誇りを持つのだろうか？ 変えられるのは有権者だけだ。

次回、第8弾は「でっち上げ条例可決」後の谷ヶ崎市政の動向と、市議会の背後に見える「ある影」にも迫ると共に、谷ヶ崎照雄市長に対する「公開質問書」を掲載する。